

2022年4月24日

本会会員 各位

東京大学教養学部学生自治会  
理事長代理 長谷川 恭平

第 73 期駒場祭委員会委員の選出に関する公示

駒場祭委員会規約第 3 条第 1 号に基づき、第 73 期駒場祭委員会委員の選出について、下記のとおり定める。立候補を希望するものは、下記のとおり立候補を届け出ること。

記

1. 立候補要件  
本会の「通常会員」であること（准会員に関する規則第 5 条）。すなわち、自治会費を納入したか、納入を免除された者（東京大学教養学部学生自治会規約第 7 条第 1 項）。
2. 立候補期間  
2022 年 4 月 25 日(月)0 時 0 分～同 5 月 6 日(火)23 時 59 分
3. 立候補届の配布場所  
自治会室（学生会館 3 階 315 号室）にて立候補届を配布するほか、pdf ファイルを本会ウェブサイト（[www.todaijichikai.org](http://www.todaijichikai.org)）で公開する。
4. 立候補届の提出方法  
立候補届は電子メールまたは自治会室窓口で提出できる。以下、それぞれの方法について詳細を述べる。
  - (ア) 電子メールでの提出  
先述の通り、立候補届は本会公式ウェブサイトで購入できる。立候補届提出の際にはウェブサイト上の注意書きもよく読んだ上で、手書きで記入済の立候補届の pdf ファイルと学生証の写しを添付の上、立候補の旨を本会のメールアドレス（[komaba@todaijichikai.org](mailto:komaba@todaijichikai.org)）宛に送信すること。ただし学生証の写しを送信したくない場合、Zoom を用いて本会執行部員に提示することもできる。後者を希望の際には、本人確認が可能な日時も合わせて連絡すること。また、学生証を所持していない場合は、その旨を書き記すこと。
  - (イ) 窓口での提出

自治会室窓口で提出する際には、記入済みの立候補届に加えて学生証も持参すること。

## 5. 関係規約等

### (1) 学生自治会規約（抄）

#### （会員）

第6条 本会会員は、本学教養学部前期課程に所属するすべての学生とする。2 本会会員には、次の各号に掲げる区分を設ける。

一 通常会員

二 准会員

#### （通常会員）

第7条 通常会員とは、本学教養学部前期課程に所属する学生であって、自治委員会が規則で定める額の会費を納入した者をいう。ただし、経済的事情により会費の納入が困難である者その他の自治委員会又は理事会が認めた者は、会費を納入していなくとも通常会員とみなす。

2 前項に規定する会費の納入方法は、自治委員会が規則で定めるところによる。

3 通常会員は、この規約及び本会の規則で定めるところにより、本会の運営に参画し、本会の提供する利益を享受する権利を有する。

#### （准会員と非会員）

第8条 准会員とは、本学教養学部前期課程に所属する学生であって、通常会員でないものをいう。

2 准会員及び本会会員でない者は、自治委員会が規則で定めるところにより、本会の運営に参画し、本会の提供する利益を享受する権利を限定的に有する。

### (2) 准会員に関する規則（抄）

第5条 五月祭常任委員会規約第3条第2号、学生会館委員会規則第1条第1項第1号、駒場祭委員会規約第3条第1号、およびオリエンテーション委員会規約第3条第1号中「自治会員」について、自治委員会は准会員の立候補を認めない。第6条 学生会館委員、駒場祭委員、およびオリエンテーション委員の選出にあたって、それぞれ学生会館運営費、駒場祭運営費、またはオリエンテーション運営費の支払いを立候補の条件とするかについては、被選出団体の決定に鑑み、理事会が決定することとする。

### (3) 駒場祭委員会規約（抄）

#### 第三条（構成）

本会は次の委員によって構成される。

1 東京大学教養学部学生自治会（以下、自治会と称す）の代表として、自治会理

事会において選出された自治会員三名。

選出にあたり、5月8日19時（日程は変わる可能性があります）から開催される理事会にて質疑が行われる場合があります。

以上